

【十月十四日テキスト】

〈翻刻〉※読点と返り点をふってあります。

乍恐書付を以御願申上候

本多豊前守領分

河州河内郡日下村之内池端

一、春日宮寺社 大サ 向横幅三尺

奥行式尺五寸

一、山内東西式百間 南北九拾間 除地

右春日宮之儀者、元来私別当相勤罷在候善根寺村

氏神春日宮より八拾三年以前正保三戌年勸請仕置、

今以両宮共私別当相勤来候、右善根寺村春日

宮之儀者八年以前丑年御吟味相済申候、然ル所

此末社春日宮屋根廻り大破仕候間、有来候寸法之

小宮屋^二而相調居置申度奉^レ存候、被^レ為^二 聞召届^レ被^レ為^二

仰付^レ被^レ下候者難^レ有可^レ奉^レ存候、以上、

享保十三戌申年十二月

河州河内郡善根寺村春日宮

別当

神宮寺

日下村庄屋

作兵衛

同年寄

次助

御奉行様

右之通相違無^二御座^一候、以上、

申十二月

本多豊前守内

吉田助左衛門

松本儀太夫

右池端氏神破損^二付、申年十二月七日^二御番所^二御願申上候所、

右ノ宮御帳面^二御記被^レ遊、願之通被^二仰付^レ被^レ下候、但新地改

等^二候、

帳面之寸法と八違申候、重而此寸法之通り帳面改申

等^二候、

寺西勝左衛門様

寺社御役人

久之丞様

松井与五右衛門様

生駒彦太右衛門様

〈読み下し〉

恐れながら書付をもって御願ひ申し上げ候

本多豊前守領分

河州河内郡日下村の内池端

一、春日宮寺社 大きさ 向かい横幅三尺

奥行式尺五寸

一、山内東西式百間 南北九拾間 除地

右春日宮の儀は、元来私別当相勤め罷りあり候善根寺村

氏神春日宮より八拾三年以前正保三戌年勸請仕り置き、

今もって両宮とも私別当相勤め来たり候、右善根寺村春日

宮の儀は八年以前丑年御吟味相済み申し候、然るところ

この末社春日宮屋根廻り大破仕り候間、ありきたり候寸法の

小宮屋にて相調えおりの置き申したく存じ奉り候、聞し召し届け

させられ

仰せ付けさせられ下され候^{まふ}わばありがたく存じ奉るべく候、

享保十三戌申年十二月

河州河内郡善根寺村春日宮

別当

神宮寺

日下村庄屋

作兵衛

同年寄

次助（治助）

御奉行様

右の通り相違御座なく候、以上、

申十二月

本多豊前守内

吉田助左衛門

松本儀太夫

右池端氏神破損につき、申年十二月七日に御番所に御願ひ申し

上げ候ところ、

右の宮御帳面に御記しあそばされ、願ひの通り仰せ付け下され

候、但し新地改めの

帳面の寸法とは違い申し候、重ねてこの寸法の通り帳面改め申

す

等^二候、

寺西勝左衛門様（寺西諸左衛門）

寺社御役人 久之丞様（葛山久之丞）

松井与五右衛門様

生駒彦太右衛門様

〈現代語訳〉

恐れ入りますが書面にてお願い申し上げます

① 本多豊前守（正矩）の領地

河内国河内郡日下村池端

一、春日宮 一社 大きさ 向かって横幅三尺

奥行二尺五寸

一、山内（境内） 東西二百間 南北九十間 除地

右の春日宮は、もともと私が別当を務めている善根寺村氏神の春日宮より八十三年前の正保三年に勧請し、今も両宮とも私が別当を勤めています。右の善根寺村の春日宮は八年前の丑年に御吟味は済みしました。そうしたところ、この末社春日宮の屋根廻りが大破しましたので、従来通りの寸法の小宮屋で直しておきたく存じます。聞き届け仰せつけくださるとありがたいと存じます。

享保十三年十二月

河内国河内郡善根寺村春日宮

別当

神宮寺

日下村庄屋

作兵衛

同年寄

次助

御奉行様

右の通りで間違いございません。

申年十二月

本多豊前守内

吉田助左衛門

松本儀太夫

右の池端の氏神破損について、申年十二月七日に町奉行所へ御願いを申上げたところ、池端の春日宮を御帳面に記入して下さり、願いの通りに仰せ付け下さった。ただし、新地改めの帳面の寸法とは違うので、この寸法のとおり帳面を書き直すはすです。

寺西勝左衛門様（寺西諸左衛門）

② 寺社御役人

久之丞様（葛山久之丞）

松井与五右衛門様

生駒彦太右衛門様

① 本多正矩・・・上野沼田藩藩主。享保十五年（1730）に田中藩（現在の静岡県藤枝市）へ移封。

② 寺社御役人・・・大坂町奉行寺社役。「浪花袖鑑」(『難波雀・浪花袖鑑―近世大坂案内―』大阪市史料第五十三輯、一九九九年)に、寺西諸左衛門、葛山久之丞、松井与五右衛門は寺社役として名前が掲載されているが、生駒彦太右衛門は不明。

【十月七日テキスト】

三頁

愈・愈々(②) 態・態々(⑫) 略(⑨) 稍(⑥) 能(⑱) 嘸(⑧) 忝い(⑬) 曩に(④) 爾来(①) 一寸(⑪) 鳥渡(⑩) 兎角(⑯) 屹度・急度(③) 爰元・爰許(⑮) 仮令・縦令(⑭) 加之(⑦) 陳者(⑩) 宜敷(⑰) 六ヶ敷(⑤)

六頁

嘉永貳酉年三月廿四日 安永九年子三月 文化三寅四月
七月廿六日 朝六ツ時 夜七ツ時 閏七月廿七日朝六ツ半
高七拾壹石九斗七升
一、銀三貫目也
家数合五軒 拾貳人

七頁

① 人名
③ 新兵衛 ⑫ 寛兵衛 ④ 藤兵衛
⑦ 金石衛門 ⑥ 石原清左衛門様 ⑬ 七左衛門 ③ 徳左衛門
⑭ 多羅尾久右衛門様 ① 寅蔵 ⑩ 六松(古松)
⑪ はつ ⑤ さわ ② しま ⑨ 松平能登守様

② 地名

摂州大坂天満 河州讃良郡 城州 和州
摂劔(摂州) 摂劔(摂州) 大坂備後町 河劔(河州) 河内郡古原村
大坂南久太郎町 谷町 上本町
高槻 萱嶋流作新田 交野郡

③ その他

庄屋 年寄 多羅尾久右衛門様 御役所
浄土宗 浄土真宗 法花宗(法華宗)
西本願寺 東本願寺